

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市病院
事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行
期日を定める規則の概要

第 1 制定の趣旨

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第 3 号）附則ただし書に規定する規定の施行期日を定める。

第 2 規則案の内容

条例の施行期日を令和 8 年 3 月 3 1 日とする。

岩見沢市規則第 25 号

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第 3 号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和 8 年 3 月 31 日とする。